

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

コ ー ル で は な そ う

電話

スミセイコールセンター  **0120-506873**
[受付時間] 月～金曜日:午前9時～午後6時/土曜日:午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)
[参照](#) 詳細はP18をご覧ください。

郵送

スミセイ安心だより

年に1回、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内、住友生命の事業報告等についてお知らせします。

ご請求手続きに際してのご注意 ～契約者と死亡保険金受取人が法人で、被保険者が従業員の場合の取扱い～

ご契約時には、この保険の目的が死亡・高度障害保険金の全部またはその相当部分(*)を被保険者またはそのご遺族に退職金等として支払うことにあることを確認させていただきます。保険金額については、遺族補償規程等および住友生命所定の範囲内でお取り扱いします。なお、保険金のご請求の際、被保険者またはそのご遺族(退職金等の受給者)が請求内容を了知(自署・押印)されていることが必要となります。

(*)保険金より次のような費用を控除した金額以上の金額とします。
□既払込保険料 □従業員(職員)またはその遺族に対して既に支払った弔慰金・見舞金・葬儀費用等の費用

生命保険募集人について

日本郵便の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

募集代理店からのお知らせ

- 本商品の引受保険会社は**住友生命**で、**日本郵便**は募集代理店としてこの商品をお取扱いしています。
- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預貯金とは異なり、元本保証はありません。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

 **ご検討にあたっては、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。**
詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]
日本郵便株式会社

[引受保険会社]
 **住友生命保険相互会社**
本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435(大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話(03)5550-1100(大代表)
<ホームページ> <http://www.sumitomolife.co.jp>
住友生命 検索 

低解約返戻金型無配当定期保険



エンブレムユー・プレミアム



契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

お申込みにあたって、生命保険募集人から、右記の点について口頭でご説明いたします。

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意ください事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。

 この商品は**住友生命**を引受保険会社とする**生命保険**です。**預貯金とは異なり、元本保証はありません。**

[募集代理店]
日本郵便株式会社

[引受保険会社]
 **住友生命**

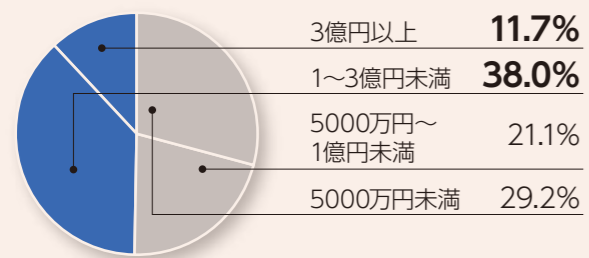
住友生命の「エンブレムYOUプレミアム」は 大型保障と高い資産形成機能で経営者さまの未来を支える保険です。

経営者さまの
ニーズにお応えしたい。

1 社長さまが経営者保険に加入する目的TOP3

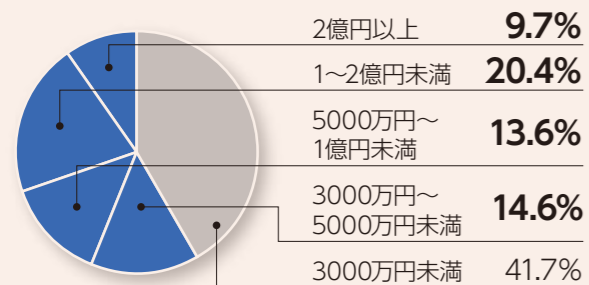
- 1位: 社長の **死亡退職金・弔慰金** の準備... **79.0%**
- 2位: 万一に備えた **運転資金** の確保... **42.1%**
- 3位: 社長の **勇退退職金** の準備... **36.5%**

2 1位と2位の **死亡保障** について 実際に法人が加入されている 社長さま死亡時の保険金額



社長さま死亡時の保険金額は
約半数が1億円以上

3 3位の **勇退退職金** について 社長さまご勇退時に向けて 準備しておきたい退職金額



社長さま勇退時の退職金予定額は
**半数以上が3000万円以上
平均では6557万円**

エフピー教育出版「平成28年企業経営と生命保険に関する調査」をもとに作成

事業保障対策

経営陣や幹部社員の死亡・高度障害の際の
借入金返済財源等、事業の継続に
支障をきたすことのない万全の備えが必要です。

■事業保障資金の目安

$$\text{借入金残高} + \text{必要運転資金}$$

借入金残高: 長期・短期借入金 - 現金・預金
必要運転資金: 月平均売上高の2か月分(*1)

死亡退職慰労金・弔慰金対策

相続税支払財源の確保等、
円滑な**相続・事業承継への備え**や、
大切な**ご遺族の生活の備え**についても
考えておく必要があります。

■死亡退職慰労金の目安

$$\text{現在の報酬月額} \times \text{役員在任年数} \times \text{功績倍率} (*2)$$

■弔慰金の目安(*3)

$$\text{現在の報酬月額} \times 36\text{か月分} (*3)$$

勇退退職慰労金対策

ご勇退時に経営者ご自身の受け取る**退職慰労金**を、
退職時費用による決算等への影響も考えて、
**早い時期から計画的に
積み立てておく**ことが必要です。

■勇退退職慰労金の目安

$$\text{現在の報酬月額} \times \text{役員在任年数} \times \text{功績倍率} (*2)$$

保険料の経理処理

経済情勢の変化により、企業の経営はますます複雑化し、
突発的な資金不足や売上の減少などへの対応も
必要となってきています。

経営者さまの保障だけでなく、会社にとっても
万一の際に、**緊急時の運転資金**として
活用できる資金を準備されてはいかがでしょうか。

(*1) 必要運転資金は、従業員の給与・賞与、家賃・リース料、その他の固定費として月平均売上高の2か月分程度と考えるのが一般的です。
※2016年中小企業庁「中小企業実態基本調査」から売上高に対する販売管理費などの割合や固定費の一般的な割合から推定

(*2) 死亡退職慰労金・勇退退職慰労金については税法上適正と認められる額を超える部分は損金不算入となります。功績倍率を用いて死亡退職慰労金・勇退退職慰労金を算出する場合の功績倍率は社長の場合で上限3倍が目安とされています。法人の業種や規模、役員の役職等により適正な水準は異なります。個別の取扱いに際しては顧問税理士または所轄税務署にご確認ください。

(*3) 死亡退職慰労金の他に、社会慣行に基づく香典・花輪代等が弔慰金として支払われた場合、相続税法上、所定の金額までは非課税となります。
※非課税として認められる弔慰金の範囲の目安
業務上死亡の場合: 普通給与×3年分に相当する額(賞与含まず)
業務外死亡の場合: 普通給与×半年分に相当する額(賞与含まず)

ポイント 1

長期間の安心。

ご契約から98歳までの長期間にわたり、
万一の際の死亡・高度障害保障を確保できます。

⚠️ 保険契約上の年齢が98歳となる契約当日の
前日をもって契約は消滅します。

📖 参照 保険契約上の年齢についてはP8「4 ご契約の
諸基準について」をご覧ください。

ポイント 2

選べる自在性。

事業の状況やご勇退の計画などに合わせ、
**保険料払込期間(全期払い・短期払い)、
低解約返戻金期間**を設計していただけます。

ポイント 3

返戻率の魅力。

低解約返戻金期間を設定することにより、
低解約返戻金期間満了後の
キャッシュバリュー(返戻率)の魅力が高まり、
勇退退職慰労金等のご準備に
お役立ていただけます。

⚠️ 低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定して
おり、解約返戻金を低く設定しない場合の70%とし
ています。この保険には満期保険金はありません。

ポイント 4

＜法人契約の場合のお取扱い＞ 損金算入可能。

保険料の一部を**損金算入**していただけます。

⚠️ 2018年4月現在の税制によります。
今後、税制の変更に伴い、税務のお取扱いが変わ
ることがあります。

資金ニーズに対応。

契約者貸付制度等をご活用いただくことで
一時的な資金ニーズにも対応が可能です！

ニーズにあわせて、保険料の払込期間をお選びいただけます。

全期払いの場合

短期払いに比べて毎回の払込保険料を低く抑えることができます。保障額を同額とした場合、なほ、一定期間経過後は短期払いの払込保険料累計額を上回ります。

■低解約返戻金期間は以下の期間から選択できます。

年満了	10年、15年、20年、30年
歳満了	50歳、55歳、59歳、60歳、64歳、65歳、70歳、75歳、80歳

※性別・契約年齢によって、取扱範囲が異なります。

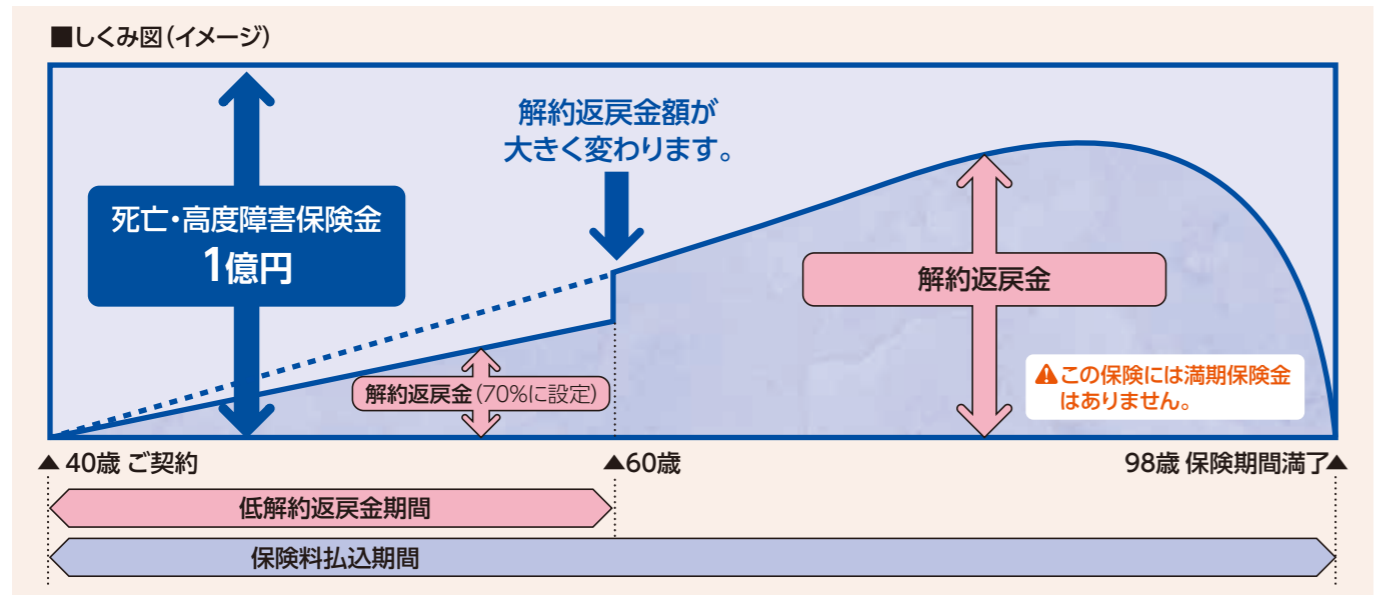
短期払いの場合

キャッシュバリュー(返戻率)の魅力が高まります。損金算入による法人税等の軽減効果は考慮していません。

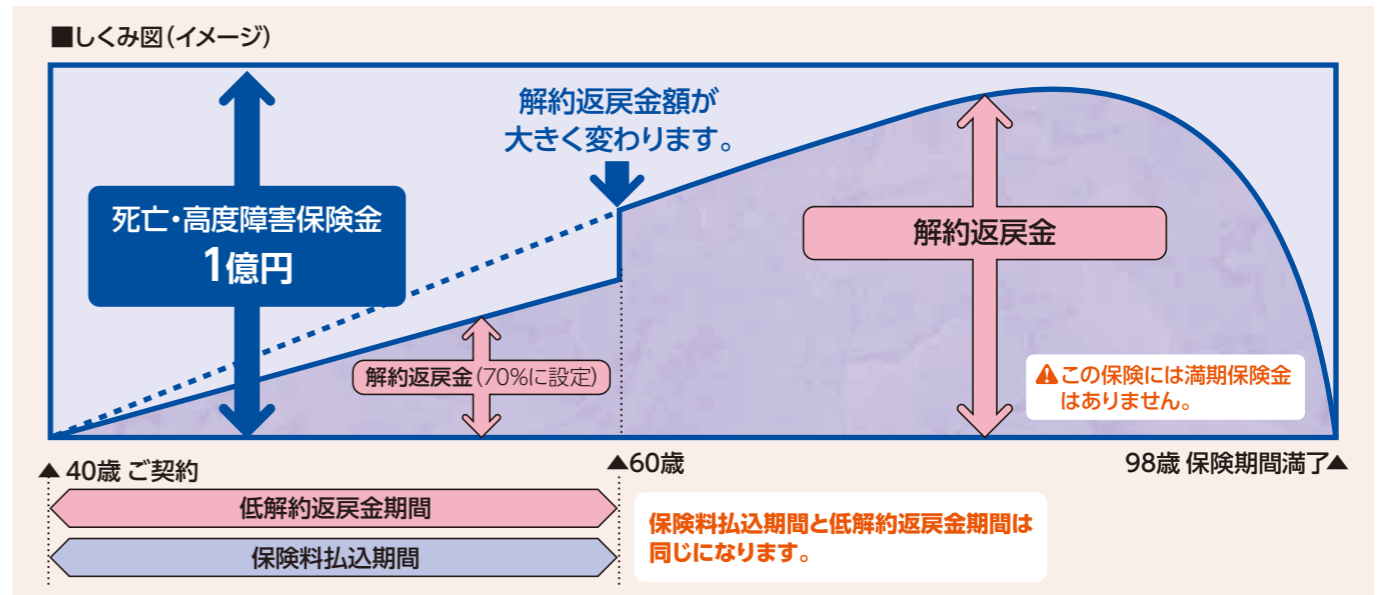
■保険料払込期間は以下の期間から選択できます。

年満了	5年、10年、15年、20年、30年
歳満了	50歳、55歳、59歳、60歳、64歳、65歳、70歳、75歳、80歳

※性別・契約年齢によって、取扱範囲が異なります。



※点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。



※点線は、解約返戻金を低く設定しない場合の解約返戻金の推移を表しております。解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

【ご契約例】低解約返戻金型無配当定期保険 □契約者:法人 □被保険者:役員 □死亡保険金受取人:法人 □契約年齢40歳・男性 □死亡・高度障害保険金額:1億円 □保険期間・保険料払込期間:98歳まで/低解約返戻金期間:60歳まで (注)本契約例は、50年経過後、払込保険料累計額が保険金額を上回ります。

➤保険料:2,026,362円

□座振替料率 年1回払い □高額割引制度適用 (2018年8月現在)

【ご契約例】低解約返戻金型無配当定期保険 □契約者:法人 □被保険者:役員 □死亡保険金受取人:法人 □契約年齢40歳・男性 □死亡・高度障害保険金額:1億円 □保険期間:98歳まで/保険料払込期間・低解約返戻金期間:60歳まで

➤保険料:3,937,890円

□座振替料率 年1回払い □高額割引制度適用 (2018年8月現在)

保険期間	経過年数	年齢	ご契約時に約定されます。(変動しません)				法人契約における保険料のお取扱い 今後の税制変更により変動する可能性があります。		ご契約時に約定されます。(変動しません)	
			払込保険料累計額①	損金算入額	累計	資産計上額	累計	解約返戻金額②	返戻率②/①	
相当期間 当初6割	1年	41歳	2,026,362円	1,013,181円	1,013,181円	1,013,181円	1,013,181円	890,000円	約43.9%	
	10年	50歳	20,263,620	1,013,181	10,131,810	1,013,181	10,131,810	13,450,000	66.3	
	20年	60歳(*1)	40,527,240	1,013,181	20,263,620	1,013,181	20,263,620	26,930,000	66.4	
	20年	60歳(*2)	40,527,240	-	20,263,620	-	20,263,620	40,850,000	100.7	
	34年	74歳	68,896,308	1,013,181	34,448,154	1,013,181	34,448,154	65,150,000	94.5	
相当期間 残り4割	35年	75歳	70,922,670	3,461,702	37,909,856	-1,435,340	33,012,814	66,720,000	94.0	
	40年	80歳	81,054,480	3,461,702	55,218,366	-1,435,340	25,836,114	73,570,000	90.7	
	58年	98歳	117,528,996	3,461,696	117,528,996	-1,435,334	0	0	0.0	

保険期間	経過年数	年齢	ご契約時に約定されます。(変動しません)				法人契約における保険料のお取扱い 今後の税制変更により変動する可能性があります。		ご契約時に約定されます。(変動しません)	
			払込保険料累計額①	損金算入額	累計	資産計上額	累計	解約返戻金額②	返戻率②/①	
相当期間 当初6割	1年	41歳	3,937,890円	678,947円	678,947円	3,258,943円	3,258,943円	2,140,000円	約54.3%	
	10年	50歳	39,378,900	678,947	6,789,470	3,258,943	32,589,430	28,610,000	72.6	
	20年	60歳(*1)	78,757,800	678,947	13,578,940	3,258,943	65,178,860	59,260,000	75.2	
	20年	60歳(*2)	78,757,800	-	13,578,940	-	65,178,860	84,660,000	107.4	
	34年	74歳	78,757,800	678,947	23,084,198	-678,947	55,673,602	89,640,000	113.8	
相当期間 残り4割	35年	75歳	78,757,800	2,319,734	25,403,932	-2,319,734	53,353,868	89,920,000	114.1	
	40年	80歳	78,757,800	2,319,734	37,002,602	-2,319,734	41,755,198	90,850,000	115.3	
	58年	98歳	78,757,800	2,319,720	78,757,800	-2,319,720	0	0	0.0	

※記載の解約返戻金額は年単位の契約応当日の直前での金額です。前年度までの保険料が払い込まれていることを前提としています(%表示の場合、小数点(*)1低解約返戻金期間が満了する60歳の契約応当日直前に解約した場合の金額 (*2)低解約返戻金期間が満了する60歳の契約応当日直後(当日を含む)に解約した場合の金額

第2位を切捨て。 ※保険年度と事業年度が一致していることを前提としています。に解約した場合の金額

税務のお取扱いについて (税制は、今後変更されることがあります。)

払込保険料の損金算入割合など税務のお取扱いについては、2018年4月現在の税制に基づいて、保険期間満了まで変更がないものと仮定しています。今後、税制の変更に伴い、税務のお取扱いが変わることがあります。

ご契約後に税制が変更された場合には、変更後の内容が適用されますので、損金算入額・資産計上額は記載の数値とは異なることがあります。保険金額・払込保険料・解約返戻金は、ご契約時に約定し、変動することはありません。

参照 詳細はP5をご覧ください。

ご確認ください

高度障害保険金
被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたときにお支払いする保険金のことです。
参照 お支払理由について詳細は、P7「3 保障内容について」をご覧ください。

全期払い
保険料を全期間(98歳まで)にわたってお支払いいただく方法です。低解約返戻金期間を選択できます。

短期払い
保険料を短期間でお支払いいただく方法です。保険料払込期間が低解約返戻金期間となります。

解約返戻金
ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。解約返戻金は保険期間満了時には全くありません。また、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に低解約返戻金期間中にご契約を解約された場合、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。

低解約返戻金期間
解約返戻金を低く設定する期間をいいます。

返戻率
解約返戻金額を払込保険料累計額で除したものです。

【法人契約の経理処理】

【詳細】「ご契約のしおり・約款」の「生命保険と税金」とあわせてご確認ください。

保険料

【ご契約例】契約者:法人 被保険者:役員 死亡保険金受取人:法人

【全期払いの場合】

■ 保険期間の当初6割相当期間

保険料の2分の1を損金算入し、2分の1は前払費用として資産に計上します。

借方		貸方	
定期保険料	×××	現金	×××
(損失の発生)		(資産の減少)	
前払費用	×××		
(資産の増加)			

■ 保険期間の残り4割相当期間

保険料の全額を損金算入するとともに、当初6割相当期間に資産計上した前払費用の累計額を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金算入(*1)します。

借方		貸方	
定期保険料	×××	現金	×××
(損失の発生)		(資産の減少)	
		前払費用	×××
		(資産の減少)	

【短期払いの場合】

■ 保険期間の当初6割相当期間かつ保険料払込期間

払込保険料のうち、「経理処理上の当期分保険料」(*2)の2分の1を損金算入(*1)し、残りの保険料を前払費用として資産に計上します。

借方		貸方	
定期保険料	×××	現金	×××
(損失の発生)		(資産の減少)	
前払費用	×××		
(資産の増加)			

■ 保険期間の当初6割相当期間かつ保険料払込期間満了後

前払費用から「経理処理上の当期分保険料」(*2)の2分の1を取り崩し、損金算入(*1)します。

借方		貸方	
定期保険料	×××	前払費用	×××
(損失の発生)		(資産の減少)	

■ 保険期間の残り4割相当期間

前払費用の累計額(残額)を残余期間の経過に応じて均等に取り崩し、損金算入(*1)します。

借方		貸方	
定期保険料	×××	前払費用	×××
(損失の発生)		(資産の減少)	

(*1) 契約月が事業年度の中途である場合、当該事業年度に係る月数分を損金算入します。

(*2) 経理処理上の当期分保険料=毎回の保険料×保険料払込期間÷保険期間

◎毎回の保険料の経理処理は保険料の支払時に行ってください。

保険料以外

【ご契約例】契約者:法人 被保険者:役員 死亡保険金受取人:法人

死亡保険金を一時金で受け取る場合

資産に計上している前払費用を取り崩し、保険金との差額は雑収入として益金に算入します。

借方		貸方	
現金	×××	前払費用	×××
		雑収入	×××

解約する場合

資産に計上している前払費用を取り崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑支出)として益金(損金)に算入します。

借方		貸方	
現金	×××	前払費用	×××
		雑収入	×××

死亡保険金を年金で受け取る場合

年金支払特約I型を付加することによって、死亡保険金等を一時金ではなく年金で受け取ることができます。あらかじめ保険金支払理由発生前に年金支払特約I型を付加していた場合、受け取る年金の経理処理は、以下の2通りの方法があります。

【参照】年金支払特約I型について詳細は、P9をご覧ください。

① 毎年の年金を受け取るつど益金に算入する方法

年金を受け取るつど、保険金支払理由発生時点の当該保険に関する保険料の資産計上額を年金受取回数で除した金額を取り崩し、年金との差額を雑収入として益金に算入します。
※年金の一部を一時金化する場合は、その時点の未払年金現価と前払費用との差額を益金に計上する必要があります。

借方		貸方	
現金	×××	前払費用	×××
		雑収入	×××

② 受け取る年金の未払年金現価を一括して益金に算入する方法

<保険金支払理由発生時>
保険金支払理由発生時点の当該保険に関する保険料の資産計上額を取り崩し、翌年以降受け取る年金の未払年金現価を未収金として資産に計上(A)し、差額を雑収入として益金に算入します。

借方		貸方	
未収金	×××	前払費用	×××
		雑収入	×××

<年金受取時>
年金を受け取るつど、上記(A)の資産計上額を年金受取回数で除した金額を取り崩し、年金との差額を雑収入として益金に算入します。

借方		貸方	
現金	×××	未収金	×××
		雑収入	×××

※保険金支払理由発生後に年金支払特約I型を付加して年金を受け取る場合には、上記②の経理処理のみとなります。

記載の内容は2018年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、保険料の経理処理など税務のお取扱いが変わることがあります。ご加入された生命保険に関する個別の経理処理については、税理士等専門家にご相談ください。

契約概要

■この「契約概要」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。**「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

【詳細】お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社について

■引受保険会社：**住友生命保険相互会社**

■住所：本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24

■電話：ご契約後のお手続きは住友生命が行います。
スミセイコールセンター ☎0120-506873 [参照](#) 詳細はP18をご覧ください。

■ホームページ： <http://www.sumitomolife.co.jp>

2 商品の特征について

■「エンブレムYOUプレミアム」は、住友生命の「低解約返戻金型無配当定期保険」の愛称です。

■「エンブレムYOUプレミアム」は、長期にわたる死亡・高度障害保障と勇退時の退職慰労金等をご準備いただける保険です。ご契約当初一定期間、解約返戻金を低く設定することで、その分お求めやすい保険料としています(低解約返戻金期間中の解約返戻金は低く設定しない場合の70%としています)。

【参照】本商品のしくみについては、P3・4をご覧ください。



- この保険は、**低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、低く設定しない場合の70%となります。**また、低解約返戻金期間経過後であっても、低解約返戻金期間中の保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。
- 低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
- この保険には**満期保険金はありません。**

3 保障内容について

お支払いする保険金等	お支払理由	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたときは死亡保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により住友生命所定の高度障害状態(両眼の視力をまったく永久に失った等)になられたとき、高度障害保険金をお支払いし、ご契約は消滅します(高度障害保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いいたしません)。 <small>詳細</small> 住友生命所定の高度障害状態について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『普通保険約款の別表』をご確認ください。	被保険者(*1)
保険料払込免除	被保険者が責任開始期以後に発生した 不慮の事故による傷害 を直接の原因として、その事故の日から180日以内に住友生命所定の障害状態(1上肢を手関節以上で失った等)となられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。 <small>詳細</small> 不慮の事故、住友生命所定の障害状態について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『普通保険約款の別表』をご確認ください。	

(*1) 契約者および死亡保険金受取人が同一法人である場合には、その法人となります。

■ 死亡保険金などをお支払いできない主な理由は、以下のとおりです。

- ・告知義務違反としてご契約が解除となった場合
- ・死亡保険金受取人の故意による場合
- ・責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺による場合

参照 死亡保険金等をお支払いできない場合について詳細は、P15「注意喚起情報9」をご覧ください。

詳細 死亡保険金等をお支払いできない場合について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『死亡保険金などをお支払いできない場合』をご確認ください。

4 ご契約の諸基準について

契約年齢(*1)	20歳~75歳 ※低解約返戻金期間、保険料払込期間によって、取扱範囲が異なります。
取扱単位	保険金建て:万円単位
最低保険金額	300万円かつ月払保険料8,000円以上(*2)
最高保険金額(*3)	5億円(法人契約の場合)
保険料払込期間	全期払い、短期払い
低解約返戻金期間	全期払い:契約時に定めた所定の期間 短期払い:保険料払込期間と同一
保険料払込方法(*4)	月払い、年2回払い、年1回払い
保険料払込経路	<input type="checkbox"/> 座振替扱い
保険期間	98歳まで

(*1) 契約年齢は被保険者の契約日時点の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢(契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算します。

(*2) 年2回払い・年1回払いの場合は、月払保険料に換算したときに8,000円以上であることを要します。

(*3) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合等は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

(*4) **保険料の払込方法(回数)が年2回払い、年1回払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合には、未経過期間に対応する保険料相当額を払い戻します。**

■ **次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。**

保険金額/付加している特約/保険料(金額、払込期間、払込方法)/低解約返戻金期間/被保険者の性別、生年月日

<保険料の高額割引制度について>

■ 死亡保険金額が住友生命所定の金額を上回る場合、保険料の高額割引制度(低解約返戻金型無配当定期保険用)が適用になり、主契約の保険料が割引されます。

割引額・割引率	死亡保険金額	3000万円	5000万円	1億円
死亡保険金額比例の割引額 〔死亡保険金額100万円あたり 保険料月払の場合〕		32円	42円	52円
保険料比例の割引率		1.85%	2.15%	2.45%

・死亡保険金額の減額等ご契約内容の変更があった場合には、保険料の高額割引制度が適用されなくなったり、割引額が変更されることがあります。

<契約者貸付制度について>

■ 一時的に資金が必要なとき、契約者貸付制度をご利用いただけます。

例えば、急な運転資金が必要となった場合、住友生命所定の範囲内(*)で貸付を受けることができます。

この場合、貸付金には所定の利率で利息がかかります(複利計算)。

(*) 貸付限度額は「貸付時以降5年間の最小の解約返戻金額の8割」となります。

5 特約のお取扱いについて

住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

<p>年金支払特約I型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金、高度障害保険金の全部または一部を一時金にかえて年金としてお受け取りいただけます。 【詳細】年金の受取方法について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の『特徴としくみ』をご確認ください。 ●年金支払開始日(第1回年金支払日)は年金基金設定日の翌年の応当日となり、第2回以後の年金支払日は年金支払開始日の年単位の応当日となります。 ●年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金基金の設定時における計算基礎率(予定利率等)により計算されます。なお、年金額20万円未満となる場合(今後変更することがあります)、お取扱いはできません。 ●年金種類は確定年金となります。 ※契約時、保険期間中、保険金支払事由発生後に付加することができます。
<p>リビング・ニーズ特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、死亡保険金を前払請求することができます。お支払金額(リビング・ニーズ保険金)は、死亡保険金額の範囲内で指定していただいたご請求額(ただし、3000万円(*)を限度とします)から、対応する6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額となり、1回に限り被保険者(契約者および死亡保険金受取人が同一の法人である場合には、その法人となります)にお支払いします。 <small>(*)この限度額は、将来変更することがあります。</small> ●リビング・ニーズ特約は、住友生命の契約を通算して被保険者1人につき1件のみ付加できます。なお、契約者と死亡保険金受取人が同一法人の場合は、被保険者が役員である場合に限り付加できます。この場合、リビング・ニーズ保険金はその法人に支払います。 ●保険期間満了前1年間は、リビング・ニーズ保険金をご請求いただくことはできません。 ※契約時、保険期間中に付加することができます。
<p>指定代理請求特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が受取人となる次の保険金などについて、受取人が請求できない住友生命所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金などを請求することができます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ◎高度障害保険金 ◎リビング・ニーズ保険金 ◎保険料払込免除(契約者と被保険者が同一人である場合) </div> ●請求時における被保険者と指定代理請求人の関係が住友生命所定の範囲内であることが必要です。 ●契約者および死亡保険金受取人が同一法人であるときは、指定代理請求人を指定することはできません。 ※契約時、保険期間中に付加することができます。

6 配当金について

■この保険は剰余金の分配のない保険契約であるため配当金はありません。また、相互会社の「社員」としての権利(総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利など)はありません。

7 解約返戻金について

■解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。この保険は、ご契約時に将来の解約返戻金額が定まります。

■**この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。**また、低解約返戻金期間経過後であっても、低解約返戻金期間中の保険料がすべて払い込まれていない場合には、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。

■低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

■**解約返戻金額は保険期間満了時に0円となります(満期保険金はありません)。**

【参照】解約返戻金について詳細は、P3・4をご覧ください。

8 保険料の計算基準日について

■保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日(契約日)をいいます。

■ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、第1回保険料のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。年2回払い・年1回払いのご契約は責任開始日が契約日となりますが、月払いのご契約の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意いただきたいことを記載しています。
「契約概要」および「ご契約のしおり・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 特に死亡保険金などをお支払いできない場合(P15 **9**) など、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申し込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。(P13 **6**)

→ 1 申込み時(クーリング・オフ制度)

申込者・契約者が法人(会社等)の場合などは、申込みの取消し(クーリング・オフ)ができません。

- ①申込者・契約者が法人(会社等)の場合や、住友生命が指定した医師による診査後などは、申込みの取消しはできません。
- ②申込者・契約者が個人の場合は、申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により申込みの取消し(クーリング・オフ)ができます。
申込みの取消しは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により住友生命本社あてに送付してください。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻します。

住友生命本社のおて先 | 〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室

・「申込みの取消し」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

詳細 クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「特にご確認ください重要事項」をご確認ください。

→ 2 申込み時(告知)

過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、住友生命がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

- ①契約者や被保険者には、健康状態などについて正しく告知する義務があります。
告知書に記入したこと、住友生命指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
- ②募集代理店の担当者(生命保険募集人)・生命保険面接士には告知を受ける権限がないため、口頭で伝えただけでは告知したことにはなりません。
- ③故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合や、事実と違うことを告知した場合には、契約を解除することがあります(告知義務違反による解除)。
- ④契約を解除した場合には、たとえ死亡保険金などの支払理由が発生していても、お支払いできないことがあります。
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外になるときでも詐欺による取消しを理由として、死亡保険金などをお支払いできないことがあります。

詳細 告知義務違反について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「健康状態・職業などの告知」をご確認ください。

→ 3 申込み時(診査や追加の告知)

傷病歴などがある場合は、所定の診査や追加の詳しい告知などが必要となることがあります。

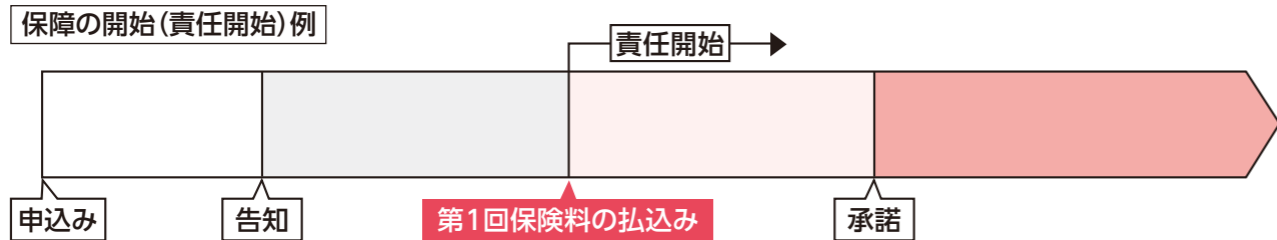
傷病歴などがある場合でも、契約の引受けができることがあります。その際、所定の診査や追加の告知などが必要となることがあります。なお、契約をお断りすることもあります。

→ 4 申込み時・請求時(確認訪問)

申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- ①住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、告知内容、保険金などの請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- ②契約の際(申込み時や診査の時)に、運転免許証やパスポート等で、ご本人であることを確認します。

→ **5** **申込み時 (保障の開始)**
 住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、
 第1回保険料の払込みおよび告知がともに
 完了した時から契約上の保障を開始 (責任開始) します。



募集代理店の担当者 (生命保険募集人) は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

→ **6** **申込み時 (現在の契約を解約・減額して申込み場合)**
 現在の契約を解約・減額して、
 本商品 (新たな契約) の申込みを検討している場合は、
 契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

- ① 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
 - ③ 本商品 (新たな契約) の申込みについては、健康状態などを告知する義務があります。そのため、健康状態などによっては、**契約をお断りすることがあります。** また、その告知がされなかったために**契約が解除または取消しとなることもあります。**
- 参照** 契約が解除または取消しとなる場合について詳細は、P12「注意喚起情報 2」をご覧ください。
- ④ 現在の契約と本商品 (新たな契約) の予定利率等は異なることがあります。なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなることもあります。**

→ **7** **契約後 (保険料の払込みがない場合)**
 猶予期間内に保険料の払込みがない場合、
 契約の効力がなくなることがあります。(失効)
 失効した場合でも、失効後3年以内であれば、
 契約の復活を請求できます。

- ① 保険料は保険料払込期月中にお払い込みください。保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間があります。
- ② 猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり (失効)、**死亡保険金などのお支払いができなくなります。** ただし、払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対 (保険料の立替えを希望しない旨) の申し出がない限り、解約返戻金の所定の範囲内で住友生命が自動的に保険料の立替えをします。この場合、立替金には所定の利率で利息がかかります。(複利計算)
- ③ 保険料の立替えまたは契約者貸付を受けられた場合で、立替金および貸付金の元利合計額が解約返戻金額をこえるときは、その旨を契約者に通知しますので、住友生命所定の金額をお払い込みください。払込みがない場合、住友生命の定める期間を経過した後に契約の効力がなくなり (失効)、**死亡保険金などのお支払いができなくなります。**
- ④ 失効した場合でも、失効後3年以内であれば、契約の復活を請求できます。ただし、**健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。** また、復活時には延滞した保険料の払込みが必要です。

詳細 復活の手続き、責任開始期などについて詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「失効 (ご契約の効力がなくなる場合) について」をご確認ください。

→ **8** **契約後 (解約と解約返戻金)**
 この保険は、契約後一定期間 (低解約返戻金期間)、
 解約返戻金を低く設定しています。

- ① 払込保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、**解約返戻金額は、多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。**
- ② **低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定しており、低く設定しない場合 (*) の70%としています。低解約返戻金期間経過後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。** ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
 (*) 解約返戻金を低く設定しない取扱いはできません。
- ③ 解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、**特に契約して短期間で解約すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

→ 9 請求時 (お支払いできない例)

死亡保険金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

死亡保険金などをお支払いできない場合の例

- ① **責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合** (高度障害保険金、保険料払込免除の場合)
(ただし、原因となった「疾病」について正確かつ十分な告知が行われているとき、または病院の受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときなどはお支払いします。お客さま自身で判断せず、必ずスミセイコールセンターまでご連絡のうえ、ご確認ください。なお、責任開始期前の「傷害」を原因とする場合は告知の有無に関わらずお支払いできません。)
- ② 告知内容が事実と相違し、**契約が告知義務違反により解除された場合**
- ③ 死亡保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**
- ④ 保険料の払込みがなく、**契約が失効した場合**
- ⑤ 詐欺により**契約が取り消された場合**や、死亡保険金などの不法取得目的があつて**契約が無効になった場合**
(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)
- ⑥ 死亡保険金などの**免責事由に該当した場合**
(例：責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意または重大な過失によるときなど)

→ 10 請求時 (手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、死亡保険金などをお支払いします。支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかにスミセイコールセンターまで必ずご連絡ください。

- ① 請求手続きに際して、**他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となる場合がありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかにスミセイコールセンターまで必ずご連絡ください。**
(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)
- ② 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

詳細 お支払理由、ご請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「エンブレムYOUプレミアムの特徴としくみ」「死亡保険金などのご請求手続きの流れ」をご確認ください。

→ 11 請求時 (指定代理請求制度)

被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない場合、受取人に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などを請求することができます。

- ① 指定代理請求人は保険金などの請求時において所定の範囲内であることが必要です (ご契約者および死亡保険金受取人が同一法人であるときは、指定代理請求人を指定することはできません)。
- 詳細** 指定代理請求人の所定の範囲について詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「特約について」をご確認ください。
- ② 保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から指定代理請求人に、事前に契約内容などをご説明ください。

→ 12 諸制度 (相互会社制度)

この保険の契約者には
相互会社の社員としての権利はありません。

- ① 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- ② この保険は剰余金の分配がないため、この保険のみの契約者には「社員」としての権利がありません(総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利などはありません)。

→ 13 諸制度 (経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合などには、
保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- ① 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**
- ② 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも**保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**

→ 14 諸制度 (税務の取扱い)

税務の取扱いについてご確認ください。

本資料・提案書等の募集資料では、作成時点の税制に基づいて、保険期間満了まで変更がないものと仮定し、標準的な経理処理を記載しています。今後税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがありますので、ご注意ください。なお、加入された生命保険に関する個別の経理処理については、税理士等の専門家にご相談ください。

→ 15 相談・照会・苦情の連絡先

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、
スミセイコールセンターおよび
一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で
受け付けています。

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

スミセイコールセンター  **0120-506873**
コールではなそう

〈受付時間〉月～金曜日…午前9時～午後6時/土曜日…午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

主なサービス内容

- 契約内容に関するご照会
 - 各種手続き方法に関するご案内(*)
 - 苦情・相談受付
 - 等
- (*)住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等
証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人さまがお電話ください。

- ① この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ② 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
Web ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>
- ③ 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご覧ください。ホームページ(<http://www.jili.or.jp/>)でご覧いただくか、またはスミセイコールセンターにお問い合わせください。